

平成 20 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 創 建 ホ ー ム ズ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丸 本 吉 紀  
(コード番号 8911 東証第1部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 町 本 徹  
(TEL 03-5347-1959)

当社子会社の破産手続開始の申立て及び当社子会社との合併契約の合意解約についてのお知らせ

当社連結子会社である創建ハウス㈱は、平成 20 年 8 月 29 日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、即日受理されましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、創建ハウス㈱と当社は、平成 20 年 7 月 25 日に、同年 9 月 1 日を効力発生日とする合併契約を締結しておりましたが、本日付で当該合併契約を合意解約いたしましたので併せてお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 申立ての理由

創建ハウス㈱は、注文住宅請負事業、住宅分譲事業及びリフォーム事業を営んでおりましたが、当社が平成 20 年 8 月 26 日に東京地方裁判所に対して民事再生手続開始の申立てを行ったことから、当社からの借入れを受ける見込みがなくなり、今月末に支払予定の決済資金を調達する目処が立たなくなって支払不能となったため、破産の申立てに至ったものです。

#### 2. 創建ハウス㈱の概要

商号：創建ハウス株式会社  
本店所在地：神奈川県横浜市神奈川区台町 12 番 1  
代表者の氏名：丸本吉紀  
設立年月日：平成 7 年 3 月 16 日  
発行可能株式総数：80,000 株  
発行済株式総数：18,880 株  
当社保有比率：100%  
資本金の額：99 百万円  
負債総額：788 百万円（平成 20 年 5 月 31 日現在）

#### 3. 当社への影響

当社が有する創建ハウス㈱の株式（簿価 350 百万円）について評価損を計上いたします。また、当社の創建ハウス㈱に対する債権 103 百万円（貸付金 95 百万円、その他 8 百万円）について回収不能の恐れが生じております。

#### 4. 創建ハウス㈱の今後について

東京地方裁判所から破産手続開始の決定を受けた後は、同裁判所から選任される破産管財人（現在のところ未定です。）により清算が行われることとなります。

以上